山都町空家等実態調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

１ 業務目的

本町では、深刻化する空家等問題に対応するため、山都町空家等対策協議会設置条例により「山都町空家等対策協議会」を設置し、令和７年６月には「山都町空家等対策の推進に関する条例」を施行するなど、増加する空家の解消に向けて取り組んでいる。

一方、町内にある空家等の実態把握については、これまで本格的な調査は実施しておらず、詳細なデータを持ち合わせていないことが課題となっている。

そこで、現地調査等によって空家等の実態を把握し、収集したデータを空家等データベースに構築することにより、令和９年度に実施する「山都町空家等対策計画」の改定及び現状に即した適切な空家等に関連する施策を実施するための基礎資料とすることを目的とする。

２ 業務概要

（１）委託業務名：山都町空家等実態調査業務委託

（２）業務内容：別紙１「山都町空家等実態調査業務 仕様書」のとおり

（３）履行期間：契約締結日から令和９年３月 23 日まで

（４）業務に係る費用の上限額：８，５５１，４００円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する見積書を提出する際は、上記の上限額を超えてはならない。

３ 募集等における主なスケジュール（予定）

本企画提案における実施スケジュールは次とおりとする。なお、実施スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に周知を行う。

（１）企画提案募集開始	令和 8年 7月 6日
（２）事業実施に関する質問書の受付期限	令和 8年 7月17日 正午まで
（３）参加表明書の提出期限	令和 8年 7月24日 17時まで
（４）企画提案書の提出期限	令和 8年 7月31日 17時まで
（５）審査会（提案者のプレゼンテーション）	令和 8年 8月10日 予定

※プレゼンテーションの詳細日程については、別途通知する。

４ 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）熊本県内に本社、支社または営業所等を有しており、委託業務に関するノウハウ

を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための体制を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）この告示の日（以下、告示日という。）以後において、熊本県及び本町から契約に関わる指名停止を受けている期間がない者であること。

（４）国税・地方税の未納がないこと。

（５）会社更生法（令和１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（令和１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立て、又は破産法（令和１６年法律第７５号）による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

（７）過去５年間で他自治体において類似事業の実績があること。

（８）提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5　質問の受付及び回答

（１）受付期間

令和８年（２０２６年）７月１７日（金）正午まで

（２）提出方法

質問書【様式１】を用い、電子メールで下記のメールアドレスあてに提出すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

Ｅ-mail:yamatokurashi@town.kumamoto-yamato.lg.jp

（３）質問に対する回答

回答可能なものから、適宜、町ホームページに掲載する。ただし、特有の企画提案に係る質問は、質問者に対してのみ回答する場合がある。

6　参加表明受付

参加予定者は、下記の提出書類を提出すること。

（１）提出書類

①参加表明書【様式２】

②会社概要書【様式３】

③類似契約実績書【様式４】

本件と類似した契約の実績概要を記載すること。ただし、令和元年度以降の実績に限る。

④誓約書【様式５】

⑤納税証明書（参加表明書提出の前３か月以内に発行された証明書で、令和８年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの）

（２）提出部数

各１部

（３）提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

（４）提出期限

令和８年（２０２６年）７月２４日（金）１７時　<u>必着</u>

（５）提出先

〒861-3592　熊本県上益城郡山都町浜町６番地

山都町役場　まちづくり課　移住定住係

（６）留意事項

ア　提出された参加表明書等の修正又は変更は認めない。

イ　提出された参加表明書等は返却しない。

７　企画提案書等の提出

（１）提出書類

参加を表明した者は、必要書類をまとめて製本し、定められた部数を期限までに提出すること。ただし、期限までに企画提案書の提出が無かった者については、以降の審査について辞退したものとみなす。

①企画提案書【様式６】

様式６を表紙として使用し、仕様書に基づき作成すること。【任意様式】ただし、仕様書記載の項目に加えて新たな項目についての提案を行うことは妨げない。

②業務の実施体制調書【様式７】

本業務実施にあたっての体制の詳細等を記載すること。

③業務責任者実績書【様式８】

業務責任者の過去５年間の実績を記載すること。

④業務スケジュール表【任意様式】

契約締結から完了までの業務スケジュールの詳細を記載すること。

⑤見積書（積算内訳も提出）【任意様式】

・業務に必要な経費について、業務内容及び提案内容に基づき積算すること。

・積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳も記載すること。

・見積書の消費税込みの見積額は、提案上限額を超えないようにすること（超えた場合、失格となる）。

（２）提出部数

正本１部　副本６部（副本については複写可能とする）　計７部

（３）提出方法

前記「６-（３）提出方法」のとおり

（４）提出期限

令和８年（２０２６年）７月３１日（金）１７時　必着

（５）提出先

前記「６-（５）提出先」のとおり

８　審査及び評価基準

（１）審査

候補者の選定は、町が別途設置する審査会（非公開）において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最低基準を満たす者のうち、最も高い評価となった者を委託候補者として選定し、町での協議等を経て、契約を締結した者を業務委託先とする。

（２）審査基準

審査項目		審査対象	審査事項	配点	重要度
提案内容	業務の目的の理解	全般	業務の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか	/5	×２
	提案内容	調査の方法等	調査の方法、スケジュール、調査項目、調査体制及び人員等は適切であるか	/5	×４
		その他創意工夫	その他の創意工夫がなされているか	/5	×３
業務履行能力	業務遂行能力	全般	本業務に類する業務実績等から判断して、十分業務遂行できる能力が認められるか	/5	×4
	業務の執行体制	全般	業務の執行体制は適切か 作業量は適切か	/5	×３
	委託料	全般	費用対効果等の観点から適切な見積金額となっているか	/5	×4
					/１００

点数の基準

５・・・特に優れている　４・・・優れている　３・・・創意工夫が認められる

２・・・いくつかの創意工夫が認められる　１・・・仕様を満たしている

※最低基準点は満点の６割とする。提案者が１社であっても、当該基準点を超えない場合は、対象外とする。

（３）プレゼンテーション

①実施期日・場所（予定）

・期日　令和８年（２０２６年）８月１０日（月）

・場所　山都町役場本庁舎内　会議室

②実施時間

・１提案者につき２５分以内（説明１５分以内、質問応答１０分以内）とする。

③実施方法

・プレゼンテーションは非公開とする。

・プレゼンテーションは、「７-（１）提出書類」で提出した資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。

・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。

・会場に入室できる者は１提案者あたり２名以内とすること。

④審査結果の通知

・審査結果は、後日書面にて通知する。

⑤その他

・審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申立ても受け付けないものとする。

（４）参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

・前記「４　参加資格」の参加資格の要件を満たさなくなった場合

・提出書類に虚偽の記載があった場合

・審査の公平性を害する行為があった場合

・見積書の消費税込みの見積額が前記「２　業務概要」中、「業務に係る費用の上限額」を超えている場合

（５）公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと認めるときには、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。

（６）参加者の辞退

参加表明書提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、すみやかに「１０問合せ先」まで連絡の上、企画提案辞退届【様式９】を提出すること。

（７）その他留意事項

・プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

・提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

・提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

・提出された書類は返却しない。
・企画提案書等は、候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
・本案件に係る情報公開請求があった場合は、山都町情報公開条例（平成１７年条例第１２号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

９　契約方法

（１）受託者の決定

審査会において決定した優先候補者と最終的な契約内容を協議し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち、順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

（２）支払要件

支払方法は、業務完了後の一括払いとし、前金払いは行わないこととする。

（３）その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙１「山都町空家等実態調査業務 仕様書」に記載されている事項を基本とするが、町と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更を行う場合がある。

（４）契約保証金

契約の相手方は町が指定する日時までに、契約保証金として１００分の１０以上の金額の納付するものとる。ただし、山都町財務規則第７０条第１項のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を町に提出したときに返還する。

１０　問合せ先

山都町役場　まちづくり課　移住定住係
電　話：0967-72-1158
ＦＡＸ：0967-72-1080
E-mail：yamatokurashi@town.kumamoto-yamato.lg.jp